

10.4 惡 臭

10.4 悪臭

10.4.1 調査

(1) 調査内容

① 悪臭の状況

調査項目は、臭気指数(濃度)及び特定悪臭物質(22項目)とした。

② 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度(日射量、雲量)、気温及び湿度の状況とした。

③ 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とした。

④ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の臭気の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とした。

(2) 調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、気象の状況(風向、風速、大気安定度、気温、湿度)については、「10.1 大気質」の既存資料調査結果を用いた。

ア. 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況については、「土地分類基本調査(地形分類図)東京西北部・東京東北部(埼玉県) 東京北西部(東京都)」を整理した。

イ. その他の予測・評価に必要な事項

既存の臭気の発生源の状況、環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況については、「関係市区の都市計画図」及び「和光市ガイドマップ」、「どこナビいたばし」等を整理した。

② 現地調査

現地調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、気象の状況(地上気象風向・風速)については、「10.1 大気質」の調査結果を用いた。

ア. 悪臭の状況

臭気指数(濃度)は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)」、特定悪臭物質(22項目)は「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に定める方法に準じて測定した。

(3)調査地域・地点

① 既存資料調査

臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画地及び周辺地域とした。

② 現地調査

ア. 悪臭の状況

調査地点は、住宅と一部畠地が混在する計画地の環境を代表し、周辺に特定の発生源が分布しない図 10.4.1-1 に示す計画地内の 1 地点とした。

(4)調査期間・頻度

① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とした。

② 現地調査

ア. 悪臭の状況

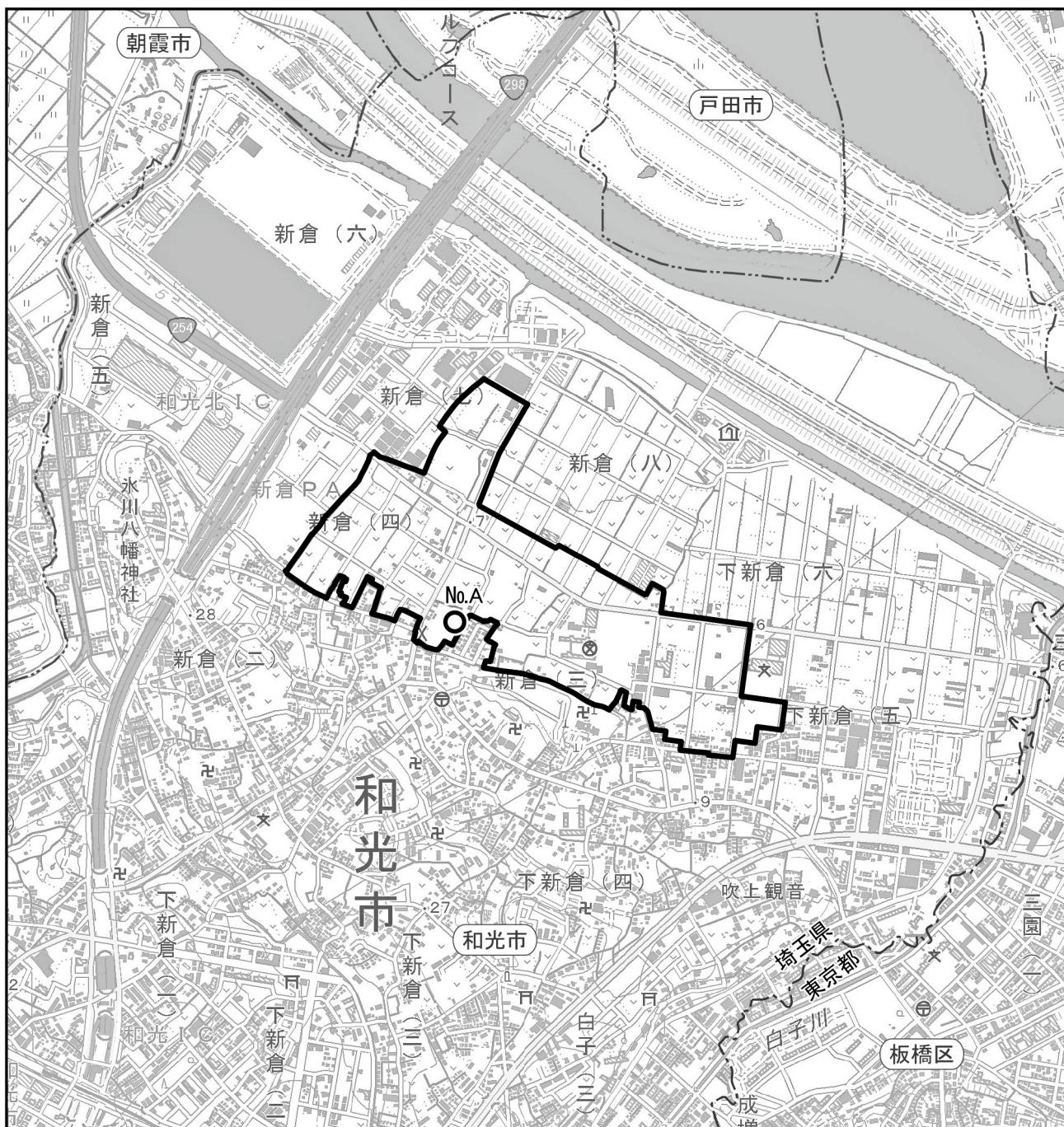
調査時期は、以下に示すとおり、気温が高く、悪臭の影響が出やすい梅雨期、夏季の 2 回とした。

梅雨期：平成 30 年 6 月 27 日（水） 9:54～10:42

夏季：平成 30 年 8 月 21 日（火） 9:05～ 9:50

イ. 気象の状況

「10.1 大気質」と同様とした。



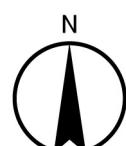
凡例

: 計画地

— — — : 都県界

— — — : 市界

○ : 悪臭調査地点



0 300 600m
1:15,000

図10.4.1-1 悪臭の現地調査地点

(5)調査結果

① 悪臭の状況

ア. 臭気指数

(ア)現地調査

臭気指数の調査結果は、表 10.4.1-1 に示すとおりである。

梅雨期、夏季とも、臭気指数 10 未満であり、「悪臭防止法」に基づく規制基準を下回っていた。

表 10.4.1-1 臭気指数の現地調査結果

調査時期	項目	臭気指数	規制基準
梅雨期	臭気指数	10 未満	15
		10 未満	

注)規制基準は、計画地の位置する和光市に適用される「悪臭防止法」に基づく敷地境界線における規制基準(1号基準)を示す。

イ. 特定悪臭物質

(ア)現地調査

特定悪臭物質の調査結果は、表 10.4.1-2 に示すとおりである。

計画地が位置する和光市は、「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制地域であり、特定悪臭物質の規制基準は適用されないが、参考として調査結果を規制基準(A 区域)と比較すると、梅雨期、夏季ともに、すべての物質が規制基準を下回っていた。

表 10.4.1-2 特定悪臭物質の現地調査結果

単位:ppm

物 質	調査結果		規制基準
	梅雨期	夏 季	
アンモニア	0.03	0.04	1
メチルメルカプタン	<0.0001	<0.0001	0.002
硫化水素	0.0004	0.0003	0.02
硫化メチル	0.0001	<0.0001	0.01
二硫化メチル	<0.0001	<0.0001	0.009
トリメチルアミン	<0.0001	<0.0001	0.005
アセトアルデヒド	0.047	<0.002	0.05
プロピオノンアルデヒド	<0.002	<0.002	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	0.009
イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	0.02
ノルマルバニルアルデヒド	<0.002	<0.002	0.009
イソバニルアルデヒド	<0.002	<0.002	0.003
イソブタノール	<0.01	<0.01	0.9
酢酸エチル	<0.01	<0.01	3
メチルイソブチルケトン	<0.01	<0.01	1
トルエン	<0.01	<0.01	10
スチレン	<0.01	<0.01	0.4
キシレン	<0.01	<0.01	1
プロピオノ酸	<0.0001	<0.0001	0.03
ノルマル酪酸	<0.0001	<0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	<0.0001	<0.0001	0.0009
イソ吉草酸	<0.0001	<0.0001	0.001

② 気象の状況

気象の既存資料調査結果及び大気質の調査期間における現地調査結果は、「10.1 大気質」に示したとおりである。

③ 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

ア. 既存資料調査

「第3章 3.2 3.2.4 (1) 地形の状況」参照。

④ その他の予測・評価に必要な事項

ア. 既存の発生源の状況

(ア) 既存資料調査

計画地周辺の主な臭気の発生源としては、周辺の農地のほか、計画地の北、約100mの位置に新河岸川水循環センターが立地している。

そのほか、計画地の北、約400mに位置する和光市清掃センター、計画地の西側に複数立地する製造工場等、移動発生源として自動車の排気ガスに係る臭気もあげられる。

イ. 学校、病院、その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(ア) 既存資料調査

「第3章 3.1 3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況」参照。

10.4.2 予測

(1) 予測内容

施設の稼働に伴う臭気指数（臭気濃度）の変化の程度とした。

(2) 予測方法

① 予測手順

施設の稼働に伴う悪臭の予測手順は、図 10.4.2-1 に示すとおりとした。

予測にあたっては、施設からの臭気排出強度を算出し、拡散予測を行った。拡散計算はブルーム式を用いて、将来予測濃度（臭気指数）を求めた。

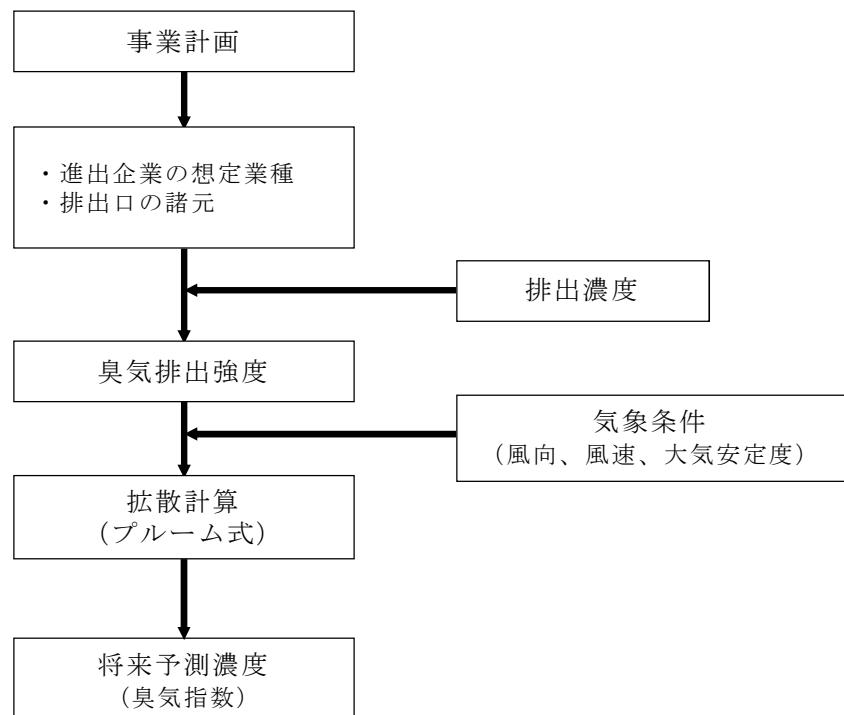


図 10.4.2-1 施設の稼働に伴う悪臭の予測手順

なお、予測条件は一般的な気象条件において、高濃度の発生の可能性が高くなる大気安定度不安定時を想定した。

② 予測式

ア. 臭気排出強度

臭気排出強度は、以下の式より求めた。

$$C = 10^{Y/10}$$

$$Q = C \times Q_0$$

C	: 臭気濃度
Y	: 臭気指数
Q	: 臭気排出強度 [m ³ /s]
Q_0	: 排出ガス量の流量 [m ³ /s]

イ. 拡散式

拡散計算の予測式は、「10.1 大気質 (4)施設の稼働に伴う大気質への影響」の短期平均濃度の大気拡散式と同様とし、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(平成 12 年 12 月公害研究対策センター)に基づき、以下に示すプルーム式を用いた。

$$C(x, y, z) = \frac{Q_p}{2\pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot u} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left[\exp\left\{-\frac{(z-He)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+He)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

$C(x, y, z)$: 計算点(x, y, z)地点における臭気濃度
Q_p	: 臭気排出強度 [m ³ /s]
u	: 風速 [m/s]
He	: 有効煙突高 [m]
σ_y	: 水平方向の拡散幅 [m]
σ_z	: 鉛直方向の拡散幅 [m]

ウ. 拡散パラメータ(拡散幅)

プルーム式の拡散パラメータは、大気質と同様に、Pasquill-Gifford 図の近似式を用いた。

なお、Pasquill-Gifford 図に示された水平拡散パラメータ(σ_y)の評価時間は3分間値であるため、以下の式を用いて評価時間(30 秒)の補正を行った。また、定数 r の値については、中央環境審議会「悪臭防止対策の今後のあり方について(第二次答申)－臭気指数規制に係る気体排出口における規制基準の設定方法について」(平成 9 年 11 月 21 日)に準じて 0.7 を設定した。

$$\sigma_y' = \sigma_y (t / t_o)^r$$

σ_y'	: 補正した水平方向拡散幅 [m]
t	: 評価時間 [=30 秒 (0.5 分)]
t_o	: Pasquill-Gifford の評価時間 [=3 分]
σ_y	: Pasquill-Gifford の水平方向拡散幅 [m]
r	: 定数 [=0.7]

エ. 有効煙突高

有効煙突高は、大気質と同様に以下の式より求めた。

煙突実高さを H_o とし、浮力と慣性による排出ガス上昇高を $\angle H$ とすると、有効煙突高 H_e は次式で表される。

$$H_e = H_o + \angle H$$

排出ガス上昇高 $\angle H$ は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(平成 12 年 12 月 公害研究対策センター)に基づき、以下に示す CONCAWE 式により求めた。

$$\angle H = 0.175 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$\angle H$: 排出ガス上昇高 [m]

Q_H : 排出熱量 [cal/s] ($= p \cdot C_p \cdot Q \cdot \angle T$)

u : 煙突頭頂部における風速 [m/s]

p : 0°Cにおける排出ガス密度 [$= 1.293 \times 10^3 \text{ g/m}^3$]

C_p : 定圧比熱 [$= 0.24 \text{ cal/K/g}$]

Q : 単位時間当たりの排出ガス量 [Nm^3/s]

$\angle T$: 排出ガス温度 (T_G) と気温との温度差 [$= T_G - 15^\circ\text{C}$]

(3) 予測地域・地点

予測地域は、計画地周辺とした。

予測地点は、計画地周辺の最大着地点とした。

(4) 予測時期等

予測時期は、進出企業の稼働が定常状態となる時点とした。

(5) 予測条件

ア. 排出源条件

(ア) 業種の設定

「10.1 大気質 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響」と同様とした。

(イ) 排出源の位置

「10.1 大気質 (4) 施設の稼働に伴う大気質への影響」と同様とした。

(ウ)排出源の諸元

湿り排出ガス量等の排出源条件は、表 10.4.2-1 に示すとおり、「10.1.2 大気質 (4)施設の稼働に伴う大気質への影響」と同様とした。臭気濃度の排出濃度は、「埼玉県生活環境保全条例」において工業地域及び工業専用地域に適用される気体排出口の規制基準(臭気濃度 1,000)を参考に設定した。

表 10.4.2-1 悪臭の排出源条件

区画	湿り排出 ガス量 (Nm ³ /h)	排出ガス温度 (℃)	臭気濃度
①	1,482	206	1,000
②	3,078	206	
③	6,840	206	
④	1,368	206	
⑤	2,622	206	
⑥	1,710	206	
⑦	1,482	206	
⑧	1,368	206	
⑨	456	206	
⑩	798	206	
⑪	570	206	
⑫	1,368	206	

注)排出ガス温度は、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(別表 2)」(令和 3 年 3 月 31 日、経済産業省)における一般ボイラーの平均温度を用いた。

イ. 気象条件

風速及び大気安定度は、表 10.4.2-2 に示すパスカル安定度階級分類表(日本式、1959)を基に設定した風速と大気安定度の組み合わせから、全ての風向(16 方位)を対象に最も影響が大きくなる条件を抽出した。

表 10.4.2-2 気象条件

大気安定度	風速 (m/s)				
	1.0	2.0	3.0	4.0	6.0
A	○	—	—	—	—
A-B	○	○	—	—	—
B	○	○	○	—	—
B-C	—	—	○	—	—
C	—	○	○	○	○
C-D	—	—	—	○	—
D	○	○	○	○	○
E	—	○	○	—	—
F	—	○	—	—	—
G	○	—	—	—	—

(6) 予測結果

施設の稼働に伴う悪臭の予測結果は、表 10.4.2-3 に示すとおりである。

施設からの最大付加濃度は、臭気指数 10 未満(臭気濃度 10 未満)であった。

表 10.4.2-3 施設の稼働に伴う悪臭の予測結果

予測項目	施設からの最大付加濃度	気象条件
臭気指数(臭気濃度)	10 未満(10 未満)	風向:西北西、風速:1m/s、 大気安定度:B

10.4.3 評価

(1)評価方法

① 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う悪臭の影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

② 基準、目標等との整合の観点

表 10.4.3-1 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.4.3-1 施設の稼働に伴う悪臭に係る整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
臭気指数	「悪臭防止法第 3 条に規定する規制地域の指定並びに同法第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する規制基準の設定」(平成 18 年 3 月 埼玉県告示第 573 号) 敷地境界線における規制基準; A 区域 臭気指数 15

(2)評価結果

① 回避・低減の観点

供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、悪臭の影響の低減に努める。

・進出企業に対しては、悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの公害の未然防止に努めるよう指導する。

したがって、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと考える。

② 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う悪臭の評価は、表 10.4.3-2 に示すとおりである。

施設からの最大付加濃度は、臭気指数 10 未満であり、整合を図るべき基準等を下回っている。

したがって、本事業の実施に伴う悪臭の予測結果は、表 10.4.3-1 に示す整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。

表 10.4.3-2 施設の稼働に伴う悪臭の評価

予測項目	将来予測濃度	整合を図るべき基準等
臭気指数	10 未満	臭気指数 15 以下

